

国立大学法人大阪大学定年退職後の職員の再雇用に係る契約の更新等に関する経過措置規程

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)を定年退職した職員(国立大学法人大阪大学教職員就業規則(以下「教職員就業規則」という。)第 19 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する者をいう。)の定年退職後の再雇用に係る契約の締結又は更新について、経過措置を定めることを目的とする。

(経過措置)

第 2 条 教職員就業規則第 20 条第 1 項及び第 2 項に定めるほか、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢に達した職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、再雇用に係る契約を締結又は更新しない。ただし、大学が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

期 間	年 齢
平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで	61 歳
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで	62 歳
平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで	63 歳
平成 34 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日まで	64 歳

- (1) やむを得ない事情がないにもかかわらず、契約更新前 1 年以内に行われる定期健康診断(人間ドックを含む。以下同じ。)を受診せず、又は当該定期健康診断等の結果、産業医が就業に支障があると判断した者
- (2) 契約更新前 1 年間における出勤率が平均で 80%に満たない者
- (3) 契約更新前 1 年間における評価点数の平均が 5 段階評価で 3 に満たない者
- (4) 契約更新前 1 年間において、懲戒処分を受けたことがある者

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。